

千葉県依存症治療・回復プログラム実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、薬物やアルコールへの依存や乱用からの回復を希望する当事者に対し、治療・回復プログラムを提供することにより、当事者が再使用の欲求を抱いた時の対処方法を知り、薬物やアルコールなどの依存物質を再び使わない生活の継続を支援することを目的とする。

(実施内容)

第2条 この事業は、薬物やアルコールへの依存や乱用からの回復を希望する当事者を対象とした集団プログラムを実施する。また、参加者の実情に応じて、個別プログラムを実施することもできる。

(事業の実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、千葉県とする。なお、必要に応じて関係機関の協力を得ることができる。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、原則、千葉県在住・在勤・在学のいずれかに該当する薬物依存症およびアルコール依存症の当事者で、以下の基準を満たす者。

- (1) この事業の目的を理解し、自らの意思により、プログラムへの参加を希望する者。
- (2) 当プログラムの受講が必要かつ有効であると認められる者。その他、市がプログラム受講を適切と認める者。
- (3) 千葉県精神保健福祉センターとの相互協力により、当センターでの受講依頼を受けた者。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、事業の対象としない。

- (1) 明らかに精神症状が認められ、プログラムの参加より治療を優先すべき者。
- (2) 公序良俗を乱し、事業の運営に支障を及ぼす可能性がある者と認められる者。

(参加の手続き等)

第5条 この事業に参加を希望する者は、市長に対し依存症治療・回復プログラム参加申込書(様式第1号)(以下「申込書」という。)を提出しなければならない。

2 市長は、第1項の申込書の提出があったときは、申込者と面接を行い、状況を把握し、審査の上、参加の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

(事業利用の取り消し)

第6条 市長は、利用者が第4条に掲げる要件に該当しなくなったときは、事業の利用決定を取り消すことができる。

(費用負担)

第7条 参加に係る費用は徴収しない。

(守秘義務)

第8条 事業実施者は、事業をするうえで知り得た事業利用者に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。この守秘義務は、事業利用終了後も同様の扱いとする。

(補則)

第9条 この要綱で定めるもののほか必要な事項は、高齢障害部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。